# しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん かん **障がいを理由とする差別の解消の推進に関する**

はくばむらしょくいんたいおうようりょう 白馬村職員対応要領



並成28年4月 白馬村

## 《首 淡》

		lu 頁
だい 第 1	趣旨	1
1	本要領の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
2	法が定める「障がいを理由とする差別の禁止」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
だい 第 2	によう りゅう きょう きゅう きゅう きゅうか およ こうりてきはいりょ きほんてき かんが かた	3
1	ほう たいしょう 法が対象とする障がいのある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	s とう c ベラてきとりあつか きほんてき かんが かた 不当な差別的取扱いの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	こうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 合理的配慮の基本的な 考 え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
だい 第3	理解の促進のための研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
だい 第 4	によう がいを理由とする差別に関する相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 5	障がいのある人の立場に立った施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
しりょうへ/ 資料編	र चुन	9

## ※障害の表記について

本要領では、長野県「障害」の表記ガイドライン(平成26年2月7日付)に準じて、表記しています。

#### だい しゅし **第 1 趣旨**

この葽嶺は、障害を埋面とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、首馬特の事務支は事業を行うに当たり、障がいを埋面とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本的事項を差めるものとする。

#### ほんようりょう たいしょうしょくいん **1 本要領の対象職員**

白馬村に勤務する常勤の特別職職員並びに一般職職員、嘱託職員及び臨時職員とする。

## 2 法が定める 障 がいを理由とする差別の禁止

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 法第7条 行政機関等(注1)は、その事務艾は事業を行うに当たり、<u>障害を連首として</u> 障害者でない者と不当な差別的散扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはな らない。
  - 2 行政機関等は、その事務文は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(注2)の 除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重で ないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢发 び障害の状態にだじて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなけれ ばならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

法第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行数法公は、基本方針に前して、第7条に規定する 事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行数法公司数法公司数法公司数法である。 必要な要領(智路)を差めるよう努めるものとする。(以下路)

## 《留意事項》

障がいを理由とする差別には、第7条第1項「不当な差別的散扱い」(作為によるもの)と同条第2項「必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の不提供」(不作為によるもの)の2種類がある。

- 漢1 「行政機関等」とは、国の行政機関や地方公共団体等をいう。
- 漢2 「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
  - ・事物(通行や利用しにくい施設・設備や音声案内・点字・手話通訳の欠如など)
  - ・制度(利用しにくい制度など)

- ・慣行(障がいのある人の存在を考慮しない習慣や文化など)
- ・観念(障がいのある人に対する偏見、誤解、差別的な意識など)

#### だい しょう りゅう ふとう さべつてきとりあつか および ごうりてきりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第2 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

職員は、その事務党は事業を行うに当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえて、障がいを理由とした不当な差別的散物いにより、障がいのある人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、社会的障壁の除去について合理的配慮を適切に行うものとする。

## 1 法が対象とする障がいのある人

身体障がい、気的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」という。)のある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に管常生活型は社会性活性に指導な制限を受ける状態にある人。

これは、障がい者が盲常生活艾は社会生活において受ける制限は、難病に起茵する障がいを管む、心身機能の障がいのみに起茵するものではなく、社会における様々な障壁と植対することによって生ずるもの、という「社会モデル」の考え芳を踏まえたものである。

### 《留意事項》

対象となる障がいのある人は、障がい者手帳の所持者に喰られない。

また、障がいに加えて性別、推齢、菌籍により、黄に複合的に菌難な状況に置かれている場合があること、さらに、障がい児には、成人で障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意する。

### しゃかい 社会モデルとは

社会モデルとは、障がいのある人が盲常生活艾は社会生活において受ける生活のしづらさは、機能障がいや疾患などのことを考慮しないで作られた社会の仕組みや社会的障壁に原因があるとする著え方。

従来は、障がいのある人が旨常生活支は社会生活において受ける生活のしづらさは、その人個人の病気や外傷等(機能障がい)に原因がある(医学モデル)と考えられてきた。このため、障がいのある人への対応は、この生活のしづらさの原因となる機能障がいを治療やリハビリ等によって軽減させることが必要であるとし、専門の福祉施設などに保護して必要な治療やリハビリ等を受けさせることに電流が豊かれてきた。

しかし、こうした施策は、障がいのある人を地域社会から排除する社会環境を作ることへつながり、その結果、様々な社会の仕組みが障がいのある人の存在を考慮しないで作られてきた。

今首では、障がいのある人を地域社会から排除せず、其生する社会(「ソーシャル・インクルージョン」(誰をも排除しない社会)を首指すことが社会福祉の基本理念になっている。国道総会における「障害者権利条約」の採択によって社会モデルの考え芳が国際ルールとなり、障害者基本法にもこの考え芳が取り入れられた。

## なとうさべつてきとりあつかきほんてきかんがかた2不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障がいのある人に対して、並当な連首なく、障がいを連首として(注3)、射・サービスや 答種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止する。

### 《留意事項》

(1) 不当な差別的散物がいとは、<u>正当な埋由なく</u>、事務文は事業について諸事情が簡じ障がいのない人と比較して、障がいのある人を不利に扱うこと。

したがって、障がいのある人の事実上の学等を促進し、支は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的散報いではない。

- (2) 「正当な理由」の判断の視点
  - ア 当該散扱がいが、蒸鎖的に見て並当な首節の下に行われ、その首節に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当する。

正当な連首があると判断した場合には、障がいのある人にその連首を説明するものとし、 理解を得るよう努めることが望ましい。

イ 芷当な連首に稍当するか塔かについては、真体的な検討をせずに芷当な連首を抵失解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がいのある代、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び特の事務支は事業の首的・ 防容・機能の維持等の観点に鑑み、真体的場面や状況に応じて総合的・落観的に判断する ことが必要である。

## ■不当な差別的取扱いの例(例示であり、記載した其体例に関られるものでない。)

- 例1) 視覚障がいのある人が施設を利用する時に、管導失の同性を断る。
- 物2)イベント会場で、電動車いすを使用していることを理由に入場を拒否する。
- が3) 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 例4) 障がいを理由に対応の順序を養莭しにする。
- 物 5) 障がいを埋前に書館の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を指む。
- 例6) 障がいを理由に説明会等への出席を拒む。
- 例7)事務党は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由 に、東岸の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにも かかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

## ■木当な差別的取扱いには当たらない例

- 例1) 障がいのある人を優遇する散扱い(いわゆる積極的改善措置)
- 例2) 合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる散物い
- 例3) 育理的配慮の提供等に必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認すること。
- 注3「障がいを理由として」とは、障がいを直接の理由とする場合と、障がいそのものではないが、筆いす 等の福祉用具の利用や管導光・浴助光・腕導光の筒行等のような障がいに関連する事由を連由とする場合 も答まれる。

### ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた **3 合理的配慮の基本的な 考 え方**

障害者権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、文は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した文は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

### 《留意事項》

- (1) 事務文は事業の旨的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる。
- (2) 障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものである。
- (3) 事務艾は事業の旨的・内容・機能の本質的な変更には及ばない。
- (4) 障がいの特性や具体的場面・状況に応じて異なり、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

資料編に<障がい別の主な特性と配慮の例> (P10~P15) を掲載したので留意すること。

- (5) 提供する合理的配慮の内容については、相手方と代替措置も含めず常分なコミュニケーションを図り、合理的配慮の提供義務を集たせるようにすることが必要である。
- (6) 「過重な負担」の判断の視点

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に芯じて総合的・落額的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説前するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。(注:5)

- ア事務党は事業への影響の程度(事務党は事業の首的・内容・機能を損なうか否か)
- イ 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、公的・体制上の制約)
- ウ費用・貧塩の程度
- 「意思の装削」とは、言語(言語を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な言談(通訳を介するものを含む。)により伝えられるもの。 (障がいのある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の装削も含む。)
- 漢3 紫翼嶺
  デ、「望ましい。」と記載している
  内容は、それを実施しない場合であっても、法に受すると
  判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の首的を踏ま
  え、できるだけ
  取り組むことが望まれることを意味する。

## もと ごうりてきはいりょ れい だいたい そ ち じぜんてき そ ち ふく ■求められる合理的配慮の例(代替措置・事前的措置を含む。)

3でデしたとおり、合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる 具体的場面や状況に常じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、 炎のようなものがある。

なお、記載した真体例については、3で学した過量な貧損が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている真体例だけに随られるものではないことに留意する必要がある。

※答所属における実際の対応に当たっては、資料論<障がいのある人への配慮のチェックリスト> (P16~P19) を活用すること。

#### あんない いりぐち うけつけ ゆうどう 案内(入口・受付)・誘導

- ・ 配架棚の篙いデに置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく流える。
- ・庁舎の入口や駐車場などで通常は、口頭で行っている案内を、メモにして渡す。

### そうだん せつめい まどぐちたいおう 相談・説明・窓口対応

- ・ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。
- ・書類の記入方法等は、本人の首の前で崇し、わかりやすい記述で伝達する。
- ・ドアの開閉を手伝う、筆談のためのメモ開紙を開意する等の配慮をする。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ・ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がいのある人に対し、バインダー等の 固定器真の提供や、職員が補助をする。
- ・意思疎通が不得意な障がいのある人に対し、ヘヘード等を活用して意思を確認する。
- ・本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった記慮を行う。
- ・比喩表現等が苦手な障がいのある人に対し、比喩や静喩、生質含定表現などを開いずに具体的に説明する。

- ・疲労を懲じやすい障がいのある人から別室での保憩の単し出があり、別室の確保が困難である場合は、事情を説明し、対応整質の近くに養椅子を移動させて臨時の保憩スペースを設ける。
- ・他父との接触、多父数の節にいることによる繁張等により、発作等がある場合、障がいのある人に説明し、状況に応じて別室を準備する。
- ・ 立って列に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、この障がいのある 人の順番が来るまで別室や蓆を用意する。
- ・順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・手話通説が実施できない場合に、筆談や身振りでの応対、図や表示物を使用しての説明が可能か検討する。

### ぶんしょなど さくせい そうふ 文書等の作成・送付

- ・施覚障がいのある人が問合せできるよう、電話番号に加えてファックス番号やEメールアドレスを記載する。
- ・ 送く 特 民 に 送報する 資料 のうち、 視覚 障 がいのある 人 に 送付するものについては、 普声データの 提供、 普声 コードの 的 刷 支 は 点 字 化 する 等の 配慮を 行 う。
- ・視覚障がいのある人への文書等の作成に際して、拡大文字や見分けやすい配色について配慮する。

#### かいぎ **会議**

- ・ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚艾は聴覚に障がいのある委員や免債障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・ 会議の進行に当たり、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での記憶を行う。

- ・車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

・視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。

## こうえんかいなど かいさい 講演会等のイベント開催

- ・参加が送書には、軍いす使用者用離軍区面の確保や手話通訊等の必要な配慮を前し出てもらう記載欄を設ける。
- ・スロープ、エレベーターや障がい者用トイレがある会場で開催する。
- ・車いす使用者用駐車区画が入口近くにある会場で開催する。
- ・一般特能を対象とし、聴覚障がい者の参加が予想される特主権行事等には、手話通款者者しく は要約筆記者を可能な随り配置する。
- ・資料を配る場合は、要望に応じてテキストデータを送ったり、点字資料を用意する。

#### ちょうしゃかんり **庁 舎 管理**

- ・施設整備に係る合理的配慮について、即時の対応が困難な場合は、今後の改修工事の際に考慮するなど検討していく。
- ・車いすを使用する人など歩行が困難な人のための幅広(幅員3.5m以上)の駐車区画を、建物の出入口やスロープからできるだけ近い場所に用意する。
- ・車いすを使用する人が利用しやすい受付カウンター等や通行に支障のないスペースを確保する。
- ・建物に入るに当たり、車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。 で案内する。文は建物入口の段差を解消する携帯スロープを設置する。 代替措置の例:携帯スロープを用意できない場合、人力で持ち上げる。

#### きんきゅうじ たいおう **緊 急 時の対応**

・災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がいのある人に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

## 第3 理解の促進のための研修

職員一人ひとりが障がいのある人に対して適切に対応し、また、障がいのある人茂びその家族 その他の関係者からの精談等に的確に対応するためには、法の趣旨、社会的障壁の除去の必要性、 障がいやその状態に応じた配慮等に関する理解を深めることが必要である。

そのため、職員は差別を解消するための基本的な考え芳に関する職員研修等により理解を深めると共に、「信州あいサポート運動」(注6)のあいサポーター研修や障がいの理解に資する講演会、公民館の人権講座、障がいのある人と接することができるイベント等に積極的に参加するよう努める。

## 第4 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

障がいを理由とする差別に関する障がいのある人及びその家族その値関係者からの指談等に対し適切に対応するため、炎のとおり体制を整備する。

- ・障がい者差別解消に関する相談窓口を健康福祉課に設置する。
- ・職員は、障がいのある人の性別、発齢、状態等に配慮する。積談は、対節、電話、ファックス、電子メールのほか、障がいのある人が他者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して、丁寧に積談に応じる。
- ・職員は、相談者のプライバシーに配慮しつつ情報を共有し、組織で対応する。
- ・健康福祉課は、職員が適切に対応できるようにするため、答課からの相談に応じるとともに、 必要に応じて、答課と精談者の調整を行う。

## 第5 障がいのある人の登場に立った施策の推進

職員は、常に障がいのある人の登場に立ち、障がいの有無によって分け流でられることなく、 種互の人格と個性を尊重し合いながら、英生する社会の実現に向け施策推進に取り組むものとする。

## 附 前

- 2 この葽嶺は、歯が法に基づき策定する差別解消の推進に関する基本方針や障がいを理能とした差別に関する積談事例等を踏まえ、必葽があると認めるときは、所葽の負遣しを行うこととする。

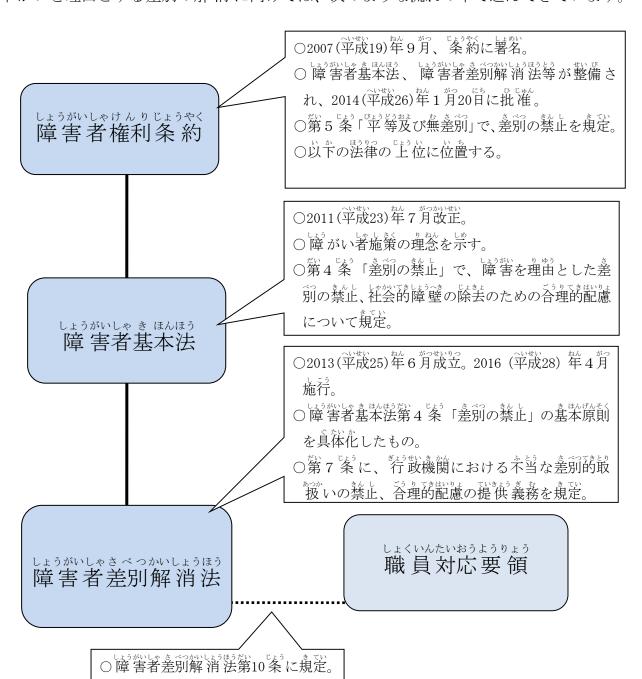
達6 「信州あいサポート運動」とは、誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず其に生きる社会のあり芳などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会(美生社会)を科党の管様とご緒につくっていく運動。

## しりょうへん 資料編

- O P 9 ··· 差別解消に向けた流れ
- O P10… 障がい別の主な特性と配慮の例
- O P16… 障がいのある人への配慮のチェックリスト
- 〇 P20···障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抜粋)
- 〇 P 20… 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

## きべつかいしょう む なが 差別解消に向けた流れ

しょう りゅう さべつ かいしょう む でんしょう なが なが すけ 障がいを理由とする差別の解消に向けては、次のような流れの中で進んできています。



## <障がい別の主な特性と配慮の例>

#### <sup>しかくしょう</sup> 視覚障がい

### 1 業な特性

- ア 荷らかの原因によって視機能に障がいがあることで、\*全く見えない場合と見えづらい場合と があります。
- イ 見えづらい場合の節には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が禁い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。

### 2 配慮の例

- ア 突然体にふれず、前方から声をかけましょう
- イ 「あちら、こちら」などの指示語を使わず、「30センチ着」「時計で3時の芳尚」など具体的に説明しましょう。

#### <sub>ちょうかく</sub> げんごしょう 聴 **覚・言語障がい**

## 1 堂な特性

- ア 聴覚障がい者には、蓄などがほとんど聞こえない代や聞こえにくい難聴の人がいます。また、事故や満気で聞こえなくなったや後失聴の人がいます。
- イ 管語障がいはだきく竺つに分けられます。一つは矢語症や管語発達障がいなど、言葉を理解することや適切な影覚が困難な管語機能の障がいと、もう一つは可腔器管の障がいや影響など、聴き取りの能力や理解力には支障がなく、発音や発声だけがうまくできない音声機能の障がいがあります。

## 2 配慮の例

- ア 会話の芳搖が適切でないと、話を伝えることができない場合がありますので、会話芳搖(例:筆談、音話、手話、代前発声、手話通談、要約筆記)を確認しましょう。
- イ 一管声や音が伝わりにくいのでパソコン、メール、ファクシミリ、掲示板、パネル、メモ 帳 など視覚を通じた伝達方法を考えましょう。
- ウ 特に警話障がいのある次への党対は、一つひとつの言葉を聞くことが失切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

#### <sup>もう</sup> 盲ろう

## 1 主な特性

- ア 視覚と聴覚の満覚に障がいがあることを「皆ろう」といいます。 皆ろうは、大きく分けて、炎の4 つのタイプがあります。
- イ 堂管ろう 堂く見えず、堂く聞こえない状態
- ウ 管難態 全く見えず、歩し聞こえる状態
- エ 弱視ろう 少し見えて、全く聞こえない状態
- オ弱視難聴少し見えて、少し聞こえる状態

## 2 配慮の例

- ア 家族や支援者が、手のひらに文字を書いたり、触手話など、それぞれにあったコミュニケーション芳法を生み茁す努力と文学をしています。
- イ 話しかける際には、まず篇にそっと手を触れて話しかけましょう。 徳 为 が 従える く もいます。

#### 肢体不自由 を

### 1 業な特性

- ア 事故などによる手覚の損傷。あるいは腰や資、脳の血管などに損傷。を受けたり、発突性の疾態などによって生じる上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、髪くことや物の持ち運びなど自常の動作や姿勢の維持が不肯的になります。
- イ 精気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の未首笛きや記憶力の低音などを罹うこともあります。肢体术首笛の管でも脳性マヒ・精髄損傷・蓋ジストロフィーなどで挙算に障がいかおよぶものを挙算性障がいといいます。

## 2 配慮の例

- ア 困っていそうなときは、さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か気軽にたずねましょう。
- イ 言葉がうまく話せない人に対して、子どもに対するような接し芳をしないようにしましょ う。
- ウ 聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

## 内部障がい

## 1 主な特性

- ア 外党からわかりにくく、間りから理解されにくいため、電車やバスの優先席に強りにくいな ど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- イ 障がいのある臓器だけでなく、荃算栄養が低半しているため、体力が低半し、渡れやすいです。董い奇物を持ったり、養時間立っているなどの算体的資程を控う行動が制限されます。
- ウ 貯臓機能障がいの方はこういったことが、顕著にあらわれます。 集中 力や根気が続かず、 トラブルになる場合もあります。

## 2 記慮の例

ア 障がいの種類や程度は様々です。外覚からはわかりにくく、簡りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解しましょう。

#### <sub>じゅうしょうしんしんしょう</sub> 重 症心身障がい

### 1 業な特性

- アニ゚ヹ゚ゟ゙の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している最も重い障がいです。

### 2 配慮の例

- ア 章いすやストレッチャーでの移動時に汽手がいりそうなときには、介護している芳に芳をかけてみましょう。
- イ 体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮をしましょう。

## 知的障がい

## 1 業な特性

- ア 発達期になんらかの原因で知的な能力が推齢相応に発達していない状態であること 数び社会 生活への適応に困難があることをいいます。
- イ 堂な特徴は、「ことばを使う」「記憶する」「描象的なことを考える」などに少し時間が かかります。
- ウ また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにすばやく対応することが困難な場合があります。しかし、周囲の理解や支援によって、一歩一歩散長していける可能性を持っています。

## 2 配慮の例

- イ 「禁信号でも渡る」「「輩が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に失る」など危険が わからない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をか け危険であることを知らせましょう。

#### <sup>はったつしょう</sup> 発達障がい

## 1 主な特件

ア 原因はまだよくわかっていませんが、脳機能の循りによるもので、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によって様々です。間りから理解されにくい障がいですが、草い時期から理解が得られ、適切な支援や環境調整が行われることが大切です。

## 2 配慮の例

アーわかりやすく見通しをデオことで、やることが理解できたり、初めてのことに取り組むとき

- の不安が少なくなったりします。
- イ 話し言葉だけではなく、首で見てわかるように<u>徐</u>えることがデきな助けになることがあります。
- ウ 障がいがあるため 強難なことを「なぜできないのか」「慧けているのではないか」と見られるのはつらいことです。

「どうすればできるのか」「どうすれば精えるのか」という視点で考えて具体的な工美しましょう。

## 精神障がい

## 1 主な特性

- ア 統合失調症や気分障がい(うつ病や双極性障がい)などの精神障がい(精神疾態)では、幻覚や妄想、不安やイライラ酸、愛うつ酸、強れやすさ、不能等が認められます。
- イ これらの症状は、薬を放用することや環境を調整することにより軽快していき、社会生活を送れるように間復していきます。

## 2 記慮の例

- ア無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。
- イ本人の悩みを良く聴き、ストレスを軽減することも大切です。
- ウ 職場でも、本人のペースに合わせた働き方ができるよう工夫してください。
- エ 通院、服薬がしやすいよう、周囲のサポートが必要です。

## はぞんしょう 依存症

## 1 主な特性

- ア 依存症は、ある物質やプロセスに対して強い渇望が生じ、管常性活に支障をきたすほど 依存しているにもかかわらず、その依存行動をやめたくてもやめられない状態をいいます。
- イ アルコール・薬物などの物質に依存する「物質依存」のほか、ギャンブルなどに依存する 「プロセス依存」があります。いずれの場合も、精神節、社会節に影響が及びますが、物質 依存の場合は、身体節にもダメージをもたらします。

## 2 配慮の例

- ア 、依存症は、草類に治療や対応をすれば、それだけ回復につながりやすい病気です。依存症が 疑われるサインを覚述さず、本人が病気を認めたがらない場合は、まず家族や周囲の人が稍 談機関に行き、本人を支援に繋げることが大切です。
- イ 精院や行政等の指談機関では、家族の値別相談に対応している他、学習と家族同士の体験 共者のためのグループ活動を実施しているところもあります。

### てんかん

### 1 全な特性

- ア 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」が繰り遊しおきる病気です。 算体の一部あるいは挙算がけいれんしたり、また意識だけが美われるなど症状は養気です。
- イ 遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作の多く はコントロールできます。

### 2 配慮の例

- ア発作が起こったら、まず、あわてずに覚禁りましょう。
- ウ やってはいけないことは、「ロにハンカチなどの物を入れる、けいれんを止めようとでを押さ える、草く意識を覚そうとして刺激することなどです。

## こうじのうまのうしょうがい 高次脳機能障害

## 1 主な特性

- ア 交通事故による脳外傷や脳卒中など、脳が損傷を受けることによって生じる認知面の 様々な障がいのことをいいます。
- イ 記憶分の低学があるタイプ、深意分の低学があるタイプ、遂行機能の低学があるタイプ、社 芸的行動障害があるタイプなどのタイプがあり、これらの症状は関りから気付きにくく、また、本人も気がついていないことがあります。わかりにくい障がいであり、本人の性格だと誤解されることも夢いです。

## 2 配慮の例

ア 大事なことはメモをとるようにでしたり、伝えたいことを簡潔に伝え、その内容が理解できているかどうか確認しましょう。

## 難病

## 1 全な特性

ア 難病は、原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経 過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に、著。しく父手を要するために家族の 資質が聞く、また精神的にも質質の失きい疾病です。

## 2 配慮の例

ア 難病は誰がいつ発症するかわからない疾患です。病気の種類や症状、程度も様々です。「難病のある人」とレッテルを貼って誤解や偏見を持たないようにしましょう。

- イ 難病 は 発室に 病 気が落るというものではありませんが、 医学の進歩により、 夢くの難病 は 継続的に薬を飲み、 通院し、 管理することで 安定した 症 状 を保つことができます。 その 状態 を維持するためにも、 通院に対する配慮が必要です。
- ウ 難病のある人も、職業生活と疾態管理の満近を希望しています。 個々の疾態により疾態の特色や注意する点が異なりますので、それに常じた職場環境や簡 き芳などの配慮が必要です。

## にんちしょう 認知症

### 1 主な特件

- ア 認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾態により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態です。
- イ 認知機能の障がいの他に、行動・心理症状(BPSD)と呼ばれる症状(徘徊、不穏、興奮、灼質、妄想など)があります。

### 2 配慮の例

- ア 客々の価値観や値性、憩い、人生の歴史等を持つ宝体として尊重し、できないことではなく、できることに首を向けて、本人が着する労を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし芳やなじみの関係が継続できるよう支援します。
- イ 草

  草

  東に

  東京

  で

  大

  で

  で

  で

  きるよう、

  が

  さな

  異

  で

  を

  意じたときに

  遠やかに

  透

  で

  透

  が

  な

  機

  関

  に

  精

  変

  で

  きるように

  しましょう。
- ウ BPSD には行らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・常安、常適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも首を向けることが必要です。

(あいサポーター研修テキスト等から抜粋)

## **く障がいのある人への配慮のチェックリスト>**

## 1 案内(入口・受付)・誘導

. >  </th <th>~ ~ 117 #3 1</th>	~ ~ 117 #3 1
障がい区分	配慮の例
共通	<b>乾染糒の篙い「デに豊かれたパンフレット等を取って渡していますか。</b>
	パンフレット等の位置を分かりやすく伝えていますか。
	首的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いた
	り、箭後・左右・韓離の位置取りについて、障がいのある人の希望を聞いたりしてい
	ますか。
	デーム
	カゝ。

## 2 積談・説明・窓口対応

障がい区分	配慮の例
*************************************	ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対し
	ていますか。
	書類の記入方法等は本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達しています
	カゝ。
	ドアの開閉が困難な方に開閉を手伝っていますか。
	蒸汽には、常に窒骸のできるようメモ用紙等を備えていますか。
	声かけは、介助の方でなく直接本人にしていますか。
	障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近
	にしていますか。
	ンダー等の固定器具の提供や、職員による補助をしていますか。
	意思疎通が不得意な障がいのある人に対し、絵カード等を活用して意思を確認してい
	ますか。
	障がいのある人から配慮を求められた場合、筆談、読み上げ、手話などによるコミ
	ュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をする等の意思疎通に配慮していま
	すか。
	本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった記慮を行っていますか。
	比喩表現等が苦手な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、三重否定義類などを用
	いずに具体的に説明していますか。

	疲労を懲じやすい障がいのある人から別室での保憩の単し出があり、別室の確保 が困難である場合、障がいのある人に挙情を説削し、対応整行の近くに簑椅子を移動
	させて臨時の休憩スペースを設けていますか。
	他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、
	障がいのある人に説的のし、状況に芯じて別室を準備していますか。
	<u> </u>
	がいのある人の順番が来るまで別室や蓆を用意していますか。
	順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の者の理解を得た上で、手
	続き順を入れ替えていますか。
聴覚障がい	手話通説が実施できない場合に、筆談や身振りでの応対、図や表示物を使用しての説
	朔等の代替措置が可能か検討していますか。
したいふじゅう 肢体不自由	<sup>「童</sup> いすを使用する人には、かがんで曽線が合う篙さで話していますか。

## 3 文書等の作成・送付

〈必要な配慮を提供するまでの一般的な流れ〉

- ①障がいのある人を対象として受害等を作散・送付する場合、稍手芳の障がい特性を確認
- ②必要な配慮の内容の確認と配慮の方法の検討(代替措置を含む)
- ③配慮の提供

乾慮を提供できない場合は、理由を障がいのある人に丁寧に説明する。

障がい区分	配慮の例
聴覚障がい	簡答せできるよう、電話審号に加えてファックス審号やEメールアドレスを記載し
	ていますか。
視覚障がい	送く   大学   大   大   大   大   大   大   大   大
	は、    は、    ない    ない
	カ・。 ※
	拡矢支字で <b>芝</b> 書を祚成する場合は、22 ポイント程度としていますか。
	節刷物に複数の色を使う場合は、色を見分けやすいよう配慮していますか。
	えんだり 見分けやすい配色: 紺と黄、白と緑など
	えた。 見分けにくい配色:赤と緑、白と黄など
知的障がい	知的障がいのある人に文書を送付する場合、分かりやすいように漢字にふりがなを
	ふるとともに、猫像的な言葉は遊け、絵や図を使って真体的に分かりやすく主美し
	ていますか。

### 4 会議

- 《必要な配慮を提供するまでの一般的な流れ》
- ①配慮の必要な出席者の有無の確認(出席者報告受付時など、できるだけ事前に確認する。)
- ②必要な配慮の内容の確認と配慮の方法の検討(代替措置を含む)
- ③配慮の提供

配慮を提供できない場合は、理由を障がいのある人に丁寧に説明する。

	てさない場合は、垤田を障かりのの人に「夢に説明する。
障がい区分	配慮の例
## #通	出席者報告を受ける様式に「障がいのある方で、一定の配慮が必要な場合に
	は、その管を担当まで御連絡ください。」などの記載がありますか。
	障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、守寧な進行をでが
	けるなどの配慮を行っていますか。
	等、可能な範囲での配慮を行っていますか。
	ま公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得ら
	れることを箭提に、障がいのある委賞の理解を接助する署の同席を認めています
	か。
	たった。たった。たった。たったいでは、たったいでは、たったいでは、たったが、たったが、たったが、たったが、たったが、たったが、たったが、たった
	場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更し
	ていますか。
	車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更していますか。
聴覚障がい	スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い常
	を確保していますか。
しかくしょう 視覚障がい	会議資料等を事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ
│ ────────────────────────────────────	(テキスト形式) で提供していますか。

## 5 講演会等のイベント開催

- 〈必要な影慮を提供するまでの一般的な流れ〉
- ①スロープや障がい者用トイレ等、バリアフリーに配慮した登場の護定
- ②配慮の必要な参加者の確認(参加申込書等により、できるだけ事前に確認する。)
- ③必要な配慮の内容の確認と配慮の方法の検討(代替措置を含む)
- 4配慮の提供

**乾慮を提供できない場合は、埋由を障がいのある人に丁寧に説明する。** 

障がい区分	配慮の例
*** <sup>j</sup> ?*j	参加申込書には、軍いす使用者用駐車区画の確保や手話通訳等の必要な配慮を
	<b>単し出てもらう記載欄を設けていますか。</b>
したいふじゅう 肢体不自由	開催会場には、スロープ、エレベーターや障がい者用トイレがありますか。
放体个目出 	開催会場には、筆いす使用者用駐車区画が入口近くにありますか。
聴覚障がい	一般民を対象とし、聴覚障がい者の参加の予想される村主催行事には、
	手話通訳者や要約筆記者を配置していますか。※
	対主権行事において手話通訳者及び要約筆記者の配置を求められた場合、可能
	な腹り速やかに配置していますか。※
視覚障がい	資料を配る場合は、曼望にだじてテキストデータを送ったり、点字の資料を開
	意していますか。

<sup>※</sup>手話通訳者等のコーディネートについては、健康福祉課福祉係へ御稽談ください。

## 6 广舎管理

障がい区分	記慮の例
共通	施設整備に常る合理的配慮について、即時の対常が困難な場合は、今後の設修
	<b>呈事の際に考慮するなど検討していますか。</b>
肢体不自由	董いすを使用する人など歩行が困難な人のための幅広(幅賞3.5m以上)の
	繋っぱくかく 建物の出入口やスロープからできるだけ近い場所に用意しています
	カ・。
	ずがすを使用する人の通行に支障のないスペースを確保していますか。
	<sup>ので</sup> (望ましい幅は 80 cm以上、出入口は 90 cm以上)
	受付カウンター等は <sup>、</sup> 筆いすが大るスペースを確保していますか。(望ましい篙さ
	は70~75 cm)
	建物に入るに当たり、軍いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロー
	プの設置場所まで案内していますか。
	たものでできた。 かんき かいよう ない
	携帯スロープを用意できない場合、人方で持ち上げる等の代替措置が可能か検
	<b>計していますか。</b>

## 7 緊急時の対応

障がい区分	配慮の例
聴覚障がい	災害や事故が発生した際、館的放送で避難情報等の繁急情報を聞くことが難
	しい聴覚障がいのある人に対し、手書きのボード等を聞いて、分かりやすく繁竹
	し誘導していますか。

## 〇障害者基本法(昭和45年法律第84号)(振粋)

(定義)

- 第2条 この法律において、炎の答号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該答号に差めるところによる。
  - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であつて、障害技び社会的障壁により継続的に貨幣を活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - 二 社会的障壁 障害がある署にとつて管常生活支は社会生活を管む学で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観察その他一句のものをいう。

(差別の禁止)

- 第4条。 荷人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 3 略

## 〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

だいいっしょう そうそく 第一章 総則

(首的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、至ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享着する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を着することを踏まえ、障害を理能とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理能とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理能とする差別の解消を推進し、もって全ての国党が、障害の有無によって分け隔てられることなく、積重に人格と個性を尊重し合いながら美生する社会の実現に資することを首的とする。

(定義)

- 第2条。この法律において、派の答号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該答号に差めるところによる。
  - 一 障害者 身体障害、免防障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に 管営生活文は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 社会的障壁 障害がある署にとって冒閉性活動は社会生活を管む空で障壁となるような社会における事物、制度、質行、観察その他一切のものをいう。
- 芝 养遊機関等 歯の特徴機関、独立特数据代等、地方公共団体(地方公營產業法(昭和三十、空管法律第三首九十三号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を際く。第空号、第二条技巧附前第四条第二章において間じ。) 发び地方独立行数法代をいう。
- 節 富の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 装律の規定に基づき的閣に費かれる機関(的閣府を際く。) 笈び的閣の所轄の に費かれる機関

  - ハ 国家行遊組織法(昭和三半三年法律第首三半号)第三条第三項に規定する機関(ホの散やで差める機関が置かれる機関にあっては、当該数学で差める機関を際く。)

  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定 めるもの
  - へ 会計検査院
- 五独立行政法人等次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて間じ。)
  - ロ 装備により直接に設立された装置、特別の装備により特別の設立行為をもって設立された 法党(独立行政法人を除く。) 芝は特別の装備により設立され、かつ、その設立に関し行政 持の認可を要する法党のうち、政管で差めるもの
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

## (国及び地方公共団体の責務)

(国民の責務)

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する主で障害を理能とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理能とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条。行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を 的確に行うため、首ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その 他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 2 基本方針は、炎に掲げる事項について差めるものとする。
  - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
  - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - き、 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 型 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三頃の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第三章 行敬機関等及び事業者における障害を理能とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)
  - 第7条。 行政機関等は、その事務支は事業を行うに当たり、障害を理能として障害者でない者と不当な差別的散扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
  - 2 行政機関等は、その事務艾は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている皆の意思の表明があった場合において、その実施に律う負担が過量でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、幹齢及び障害の状態に常じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理能として障害者でない者と不当な差別 的散報かをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている 管の意思の表前があった場合において、その実施に「伴う負担が過量」でないときは、障害者の 権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、、年齢及び障害の状態に応じて、 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

### (国等職員対応要領)

- 2 国の行政機関の長茂び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意覚を受缺させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長波が独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

### (地方公共団体等職員対応要領)

- 第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に前して、第名案に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条数が附近第一条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)をデめるよう努めるものとする。
- 2 ・地方公共で依の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を差めようと するときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる よう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

## (事業者のための対応指針)

- 第11条 主義矢臣は、基本芳針に節して、第5条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を差めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の後収釜びに助賞、指導及び勧告)

第12条 主義矢臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、芝は助告、指導者しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条。 行政機関等及び事業者が事業主としての登場で労働者に対して行う障害を理菌とする 差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和登中五程法 律第音二十一章号)の差めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸曼因の解消を図るため、必要な路経活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条 国技び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項技び次条第三項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談技び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人 その他の団体

- ニ 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共節体の機関が必要と認める署

## (協議会の事務等)

- 第18条 協議会は、箭条第一項の首的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの精談及び当該精談に常る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための散組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び箭条第三項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、箭項の協議の 結果に基づき、当該箱談に係る事例を踏まえた障害を理菌とする差別を解消するための散組を 行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、党は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事業に関する情報の提供、意覚の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府やで差めるところにより、その管を公表しなければならない。

## (秘密保持義務)

第19<sup>6</sup>条。 協議会の事務に従事する署支は協議会の事務に従事していた署は、監当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (協議会の定める事項)

## 第五章 雑則

(主務大臣)

第21条。この法律における主義大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣文は国家公安委員会とする。

## (地方公共団体が処理する事務)

第22条 第十二条 に規定する主務失臣の権限に属する事務は、散令で差めるところにより、地方公共 一番 ではない できるの他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この装律の規定により主義失臣の権限に属する事項は、数令で差めるところにより、その 所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第25条 第十九条の規定に違反した智は、一年以下の懲役支は五十方的以下の罰釜に処する。

第26条 第十二条 の規定による報告をせず、 艾は虚偽の報告をした者は、 二十 万円以下の過料 に処する。

## 附則

(施行期亡)

## (基本方針に関する経過措置)

- 2 前項の規定により差められた基本方針は、この法律の施行の首において第六条の規定により差められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

(地方公共) 団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を差め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により差められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により差められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第5<sup>6</sup>案<sup>2</sup> 主義矢管は、この装律の施行箭においても、第十二条<sup>2</sup>の規定の例により、対応指針を管め、これを公表することができる。

(政令への委任)

第6条 この所動に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、数令で差める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的 障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り芳その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の覚覚しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条。障害者基本法の一部を次のように改正する。

一覧書を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条。内閣府設置法の一部を次のように改正する。

だいよんじょうだいさんこうだいよんじゅうよんごう っき っき いちごう くれ 第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

恒十一位の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。